


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市母子及び父子・女性福祉資金貸付審査会要綱の一部を 改正する要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付けの組織改正に伴い、東大和市母子及び父子・女性福祉資金貸付審査会要綱の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会を組織する者について、子育て支援課長を子ども家庭支援センター長に、子育て支援課ひとり親・女性相談係長を子ども家庭支援センター総合相談係長に改める。 ・審査会の会長について、子育て支援課長を子ども家庭支援センター長に改める。 ・審査会の事務局について、子育て支援部子育て支援課を、子ども未来部子ども家庭支援センターに改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>組織改正に沿った要綱となり、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。